

短期入所

健康福祉局 障害施設サービス課
地域施設支援係

基本方針（基準省令第114条）

短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

短期入所サービス費

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期入所事業所において短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行った場合に、障害者、障害児それぞれについて、実施施設、障害支援区分（障害児の場合は支援の度合に係る区分）、日中活動系サービスの利用の有無等に応じた報酬単価が設定されています。

短期入所サービスの提供は、原則として指定届又は変更届により届け出ている範囲内で、短期入所の支給決定を受けている障害児・者に対して、支給決定の範囲内で行います。

事業者は、受給者証・事業者記入帳により、支給決定期間、支給決定量及び利用状況などを確認して、サービス提供した上で、短期入所サービス費を算定することができます。

事業所形態の概要

- ・事業所の形態により、算定できる基本報酬及び加算・減算が異なります。

福祉型	医療型
障害児者	療養介護対象者、重症心身・医ケア障害児、遷延性意識障害児者
主に障害者支援施設や障害福祉サービス事業所が指定を受けて実施	主に病院、診療所、介護老人保健施設や介護医療院が指定を受けて実施

併設型	空床型	単独型
同一の建物内で入所・入院する他事業と一体的に運営し、短期入所の居室は固定	同一の建物内で入所・入院する他事業と一体的に運営し、利用者に利用されていない居室を短期入所として使用	同一の建物内で入所・入院する他事業を運営せず、居室定員4人以下で、食堂・浴室・洗面所・便所を設置
既存の医療提供施設で実施する場合は、主に併設型又は空床型		通所系の事業と併設で実施する場合は、単独型

分類	内容	対象者	給付費項目	説明
福祉型	短期入所のみを利用する場合	障害者	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	利用者(障害者)に対し基本単位数を算定
	日中活動系サービス等を併用		福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
	短期入所のみを利用する場合	障害児	福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	利用者(障害児)に対し基本単位数を算定
	日中活動系サービス等を併用		福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
福祉型強化	短期入所のみを利用する場合	障害者	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	医療的ケア判定スコア表(次頁表)に掲げる医療行為を必要とする利用者(障害者)に対し基本単位数を算定 ※看護職員を常勤で1以上配置
	日中活動系サービス等を併用		福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)	
	宿泊を伴わない利用の場合		福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)	
	短期入所のみを利用する場合	障害児	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	医療的ケア判定スコア表(次頁表)に掲げる医療行為を必要とする利用者(障害児)に対し基本単位数を算定 ※看護職員を常勤で1以上配置
	日中活動系サービス等を併用		福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)	
	宿泊を伴わない利用の場合		福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)	

分類	内容	対象者	給付費項目	説明
医療型	短期入所のみを利用する場合	療養・ 重心児	医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	次の項目に適合する医療機関が基本単位数を算定 (1)医療法第1条の5第1項に規定する病院 (2)看護体制7:1以上かつ7割以上が看護師
			医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	次の項目に適合する医療機関が基本単位数を算定 (1)医療法第1条の5第1項に規定する病院又は第2項に規定する診療所であり、19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの (2)介護保険法の規定による介護老人保健施設であるとして都道府県知事に届出をしている事業所
		遷延性	医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	算定の基準は医療型短期入所サービス費(Ⅱ)と同じ
	宿泊を伴わない利用の場合	療養・ 重心児	医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	医療機関において宿泊を伴わない短期入所を提供した場合に基本単位数を算定 算定の基準は医療型短期入所サービス費(Ⅰ)と同じ
			医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	医療機関において宿泊を伴わない短期入所を提供した場合に基本単位数を算定
		遷延性	医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	算定の基準は医療型短期入所サービス費(Ⅱ)と同じ
	日中活動系サービス等を併用	療養・ 重心児	医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	医療機関において短期入所を提供した場合に基本単位を算定。 算定の基準は医療型短期入所サービス費(Ⅰ)と同じ
			医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	医療機関において短期入所を提供した場合に基本単位を算定。
		遷延性	医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	算定の基準は医療型短期入所サービス費(Ⅱ)と同じ

※対象者…「療養」：療養介護対象者、「重心児」：重症心身障害児（重症心身・医ケア障害児）

「遷延性」：遷延性意識障害児者

分類	内容	給付費項目	説明
共生型	短期入所のみを利用する場合	共生型短期入所（福祉型）サービス費(Ⅰ)	利用者(障害児者)に対し基本単位数を算定
	日中活動系サービス等を併用	共生型短期入所(福祉型)サービス費(Ⅱ)	
	短期入所のみを利用する場合	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅰ)	医療的ケア（下の表１）が必要な利用者(障害児)に対し基本単位数を算定 ※看護職員を常勤で１以上配置
	日中活動系サービス等を併用	共生型短期入所（福祉型強化）サービス費(Ⅱ)	
基準該当	短期入所のみを利用する場合	基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	利用者(障害児者)に対し基本単位数を算定
	日中活動系サービス等を併用	基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	

医療的ケア判定スコア表

医療的ケア(診療の補助行為)		基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
		日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		□		10点	□	□	□	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点＋人工呼吸器見守り0～2点＋気管切開8点)		□		8点	□		□	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		□		5点	□		□	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法		□	□	8点	□		□	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)		□		8点	□		□	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理		□	□	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻	□		8点	□		□	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	□		3点	□		□	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		□		8点	□		□	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)	□	□	5点	□		□	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		□	□	3点	□		□	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)		□		8点	□		□	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	□	□	5点						
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	□	□	3点	□		□	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	□	□	5点	□		□	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	□	□	5点						
	(3) 浣腸	□	□	3点						
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		□		3点	□		□	痙攣が10分以上重複する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)		それ以外の場合

基本報酬請求に伴う留意事項

(ア) 入所日数の数え方について

1日単位で算定し、入所した日及び退所した日の両方を含むものとします。ただし、短期入所の利用者がそのまま同一敷地内の指定障害者支援施設等に入所したような場合においては、入所に切り替えた日について、短期入所サービス費は算定できません。

(イ) 「1日短期入所を利用した場合」と「日中系サービス等を併せて利用した場合」のサービス費については、下記のとおりです。

分類	対象	1日短期入所を利用	日中系サービス等を併せて利用
福祉型	障害者	福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)
	障害児	福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)
福祉型強化	医ケア障害者	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅰ)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅱ)
	医ケア障害児	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅲ)	福祉型強化短期入所サービス費(Ⅳ)
医療型	療養介護対象者 重症心身・医ケア障害児 遷延性意識障害児者	医療型短期入所サービス費 (Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)	医療型特定短期入所サービス費 (Ⅳ)・(Ⅴ)・(Ⅵ)

※福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)、医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)・(Ⅱ)・(Ⅲ)は、
日中系サービス等の併用不可

(ウ) 事業所においては、利用者のサービスの利用状況を本人又は保護者に確認するとともに、
上限管理事業所等に確認するなどして、把握する必要があります。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

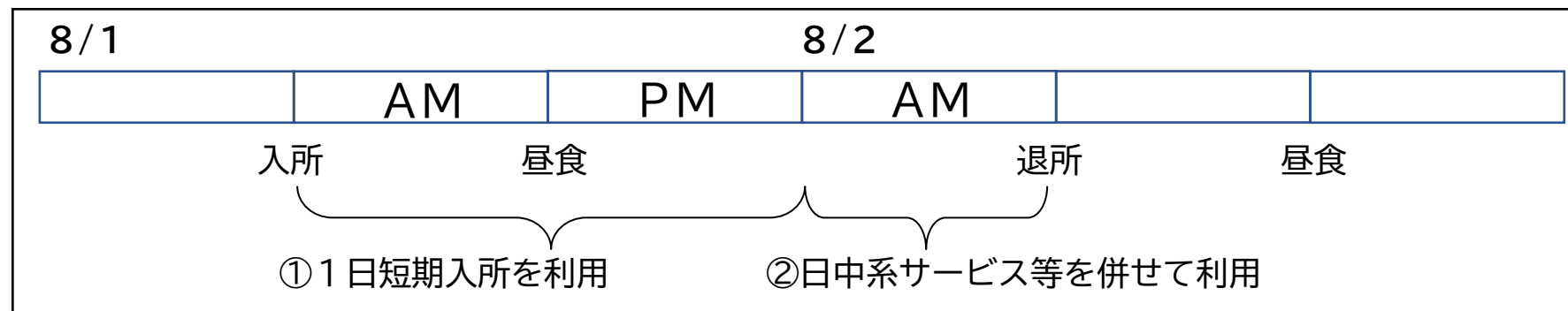
基本報酬請求に伴う留意事項

① 「1日短期入所を利用した場合」とは

例) 8月1日の午前中に入所し、8月2日の午前中に帰宅や日中活動への通所、学校への通学等(退所)をした場合
⇒ 8月1日分の算定は、「1日短期入所を利用した場合」となります。

② 「日中系サービス等を併せて利用した場合」とは

例) 8月1日の午前中に入所し、8月2日の午前中に帰宅や日中活動への通所、学校への通学等(退所)をした場合
⇒ 8月2日分の算定は、「日中系サービス等を併せて利用した場合」となります。



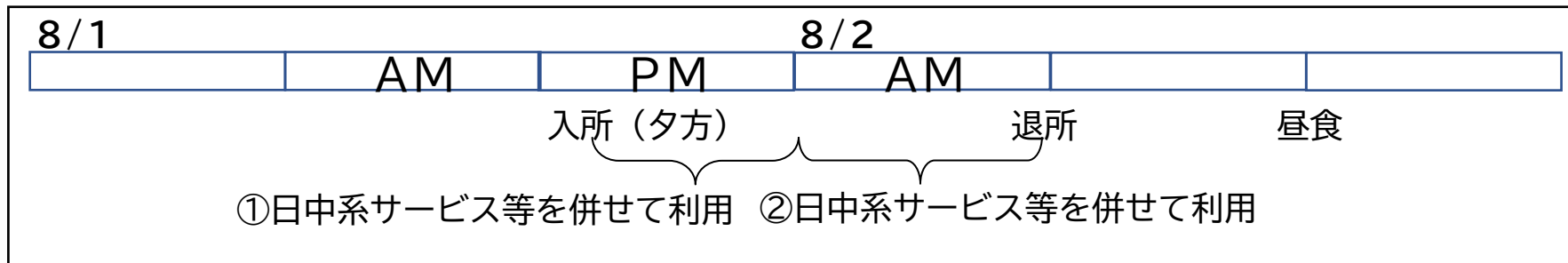
③ ①②の判断について

「1日短期入所を利用した場合」又は「日中系サービス等を併せて利用した場合」の判断基準は、当該事業所において昼食の提供の有無により判断の目安とします。

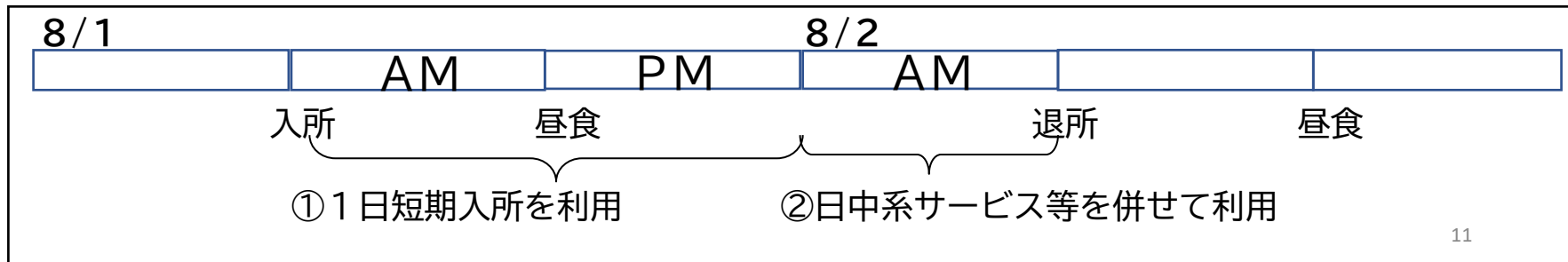
(※利用者の状況により、昼食の提供を行わなかった場合、通常昼食を提供する時間帯にその利用者を当該事業所内で支援していたことが明らかであれば、昼食の提供をしたとみなして判断します。)

基本報酬請求に伴う留意事項

- 例1) 利用者（障害者）が日中他の障害福祉サービスを利用後、夕方から（昼食の提供無し）短期入所を利用し、翌朝からお昼まで（昼食の提供なし）の間に帰宅する場合
⇒「日中系サービス等を併せて利用した場合」を2日分算定します。



- 例2) 利用者（障害児）が昼前から（昼食の提供有り）短期入所を利用し翌日に朝から（昼食の提供無し）特別支援学校に通った場合
⇒1日目は「1日短期入所を利用した場合」を2日目は「日中系サービス等を併せて利用した場合」を算定します。



短期入所サービス費

※加算について

事業所の運営形態、職員体制、利用者の状態、支給決定内容により、算定できる加算が異なります。

医療型短期入所サービス費及び医療型特定短期入所サービス費を算定する場合には、算定できない加算があるため、加算を請求する際には、注意してください。

医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所において、福祉型短期入所サービス費又は福祉型強化短期入所サービス費を算定する利用者にサービス提供した場合には、算定が可能となる加算があります。

※過誤手続き

間違った請求を行った場合には、電子申請により過誤手続きを行ってください。

請求額と過誤額に差が生じると通常は相殺処理されますが、請求額が過誤額より低い場合には、相殺処理できない場合があるため、納付書により返還してください。

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号		令和		年		月		分									
助成自治体番号																	
受給者証番号																	
支給決定障害者等氏名																	
支給決定に係る障害児氏名																	
利用者負担上限月額①		就労継続支援A型減免対象者															
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果		管理結果額											
管理事業所		事業所名称															
サービス種別	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	
	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日	
サービス内容		サービスコード		単位数		回数		サービス単位数		摘要							
■旧様式からの変更点 ・様式変更なし																	
サービス種類コード		サービス利用日数		日		日		日		日		合計					
給付単位数		単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位		/					
総費用額		1割相当額		利用者負担額②		事業者減免額		減免後利用者負担額		調整後利用者負担額		上限額管理後利用者負担額		決定利用者負担額		請求額	
給付費		自治体助成分請求額		算定日額		日数		給付費請求額		実費算定額		枚中		枚目			

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA

短期入所サービスの明細書

左図は、厚生労働省HPに掲載されている記載例です。

※明細書と他の書類との内容の不一致が無いように、注意してください。

※過誤手続きでは、1つの請求に対して実施するため、短期入所と生活介護などを同じ請求としていた場合、両方が過誤されることになります。

法定代理受領通知について

事業者は、法定代理受領により市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の額を通知しなければならないこととなっています。

※法定代理受領通知、サービス提供実績記録票、明細書、利用者の記録などの内容が一致するように注意してください。

※利用者の記録については、記録者、確認者、記録した日時、短期入所の開始や終了の日時など記入漏れのないように注意してください。

支給量の定め方

長期（連続）利用日数については、30日を限度とすること。

また、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしなければならない。

① 短期入所における支給量管理の考え方

障害福祉サービス受給者証の短期入所事業者実績記入欄に、短期入所の利用実績を短期入所事業者がサービスを提供するたび記入し、短期入所を利用する時点で、決定支給量の残量を支給決定障害者等及び事業者が把握できるようにすることにより、支給量の管理を行う。

② 短期入所における支給量管理の方法

事業者は、支給決定障害者等から障害福祉サービス受給者証の提示を受け、受給資格を確認するとともに、障害福祉サービス受給者証の決定支給量と短期入所事業者実績記入欄の記録を確認する。事業者は、サービス提供後、障害福祉サービス受給者証の短期入所事業者実績記入欄に、事業者及びその事業所の名称、サービス内容、実施日、実施日数並びに月累計を記入し、支給決定障害者等に返却する。

項目	説明（算定要件等）
経費の負担	横浜市内に住所を有する指定短期入所事業所に対し、障害支援区分及び対象者ごとに報酬単位を算定（要綱参照） ※神奈川県（横浜市内）及び東京都の事業所において事前協議による例外あり
医療的ケア加算	日常的に医療的ケアが必要な利用者の支援を行った横浜市内に住所を有する指定短期入所事業所に対して算定 【注意】 （１）区役所での決定が必要 （２）医療型短期入所事業所は対象外

別表 2 - 1 (第 7 条)

障 害 者	負 担 額		
	事業所種別 1	事業所種別 2	事業所種別 3
	主たる対象を身体障害者とする事業所	主たる対象を知的・精神障害者とする事業所	横浜市より医療型短期入所事業所と指定された事業所
障害支援区分 1	3, 6 1 4 円	0 円	7, 4 9 1 円
障害支援区分 2	3, 9 7 5 円	3 6 1 円	8, 6 7 3 円
障害支援区分 3	4, 3 3 7 円	7 2 3 円	9, 8 5 6 円
障害支援区分 4	4, 6 9 8 円	1, 0 8 4 円	1 1, 0 3 9 円
障害支援区分 5	5, 0 5 9 円	1, 4 4 6 円	1 2, 2 2 1 円
障害支援区分 6	5, 4 2 1 円	1, 8 0 7 円	1 3, 4 0 4 円

注 1) 障害支援区分に対し、それぞれ利用した事業所の種別に応じた額を算定する。

注 2) 神奈川県（横浜市を除く。）及び東京都に住所を有する医療型短期入所事業所は、第 7 条第 2 項に規定する要件を満たす場合に限り、事業所種別 3 の障害支援区分 1 から 6 に応じた額を算定する。

横浜市単独加算

強度行動障害者	負 担 額
	事業種別 3 の事業所のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、重度障害者支援加算Ⅰ対象者と決定がされており、かつ行動関連項目10点以上に該当する方に対してサービスの提供を行う事業所
	5, 8 1 5 円

別表 2－3（第 7 条）

障 害 児	負 担 額	
	事業所種別 4	事業所種別 5
	主たる対象を児童としている事業所	横浜市より医療型短期入所事業所と指定された事業所
障害児支援区分 1	2, 8 9 1 円	8, 6 7 3 円
障害児支援区分 2	3, 2 5 3 円	1 1, 0 3 9 円
障害児支援区分 3	3, 6 1 4 円	1 3, 4 0 4 円

注 1) 障害児支援区分に対し、それぞれ利用した事業所の種別に応じた額を算定する。

注 2) 神奈川県（横浜市を除く。）及び東京都に住所を有する医療型短期入所事業所は、第 7 条第 2 項に規定する要件を満たす場合に限り、事業所種別 5 の障害児支援区分 1 から 3 に応じた額を算定する。